

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（経済産業省 経済産業政策局 地域産業基盤整備課）

項目名	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p><b>【その他】</b> ○適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p> <p><b>【延長する課税の特例】</b> (1)～(2)は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） (1) 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：15%</li> <li>イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：8%</li> </ul> </li> <li>・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円</li> </ul> <p>(2) 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、特別償却できる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：34%</li> <li>イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：20%</li> </ul> </li> <li>・取得価額上限は各事業年度当たり合計20億円</li> </ul>		
			平年度の減収見込額
		（制度自体の減収額）	（ ▲100 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

(1) 政策目的

沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に寄与する DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現や再生可能エネルギー源を利用促進することによる新たな価値の創出・普及を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。

(2) 施策の必要性

昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基礎となる製造業等の振興を図るための施策である。

今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、課税の特例措置の延長等を行うものであり、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図り、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すものである。

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展										
		政策の達成目標	<p>【達成目標】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で 1,034 百万円、令和 8 年度までに 2,068 百万円増加させる。</p> <p>※計画認定を受けた場合の達成目標における粗付加価値額の増加額は、平成 30 年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加実績 47 百万円に、令和 6 年度以降の平年度における本特例措置の想定活用企業数 22 社を乗じて算出。</p>										
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間										
		同上の期間中の達成目標	<p>【達成目標】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額</p>										
	有効性	政策目標の達成状況	<p>【達成目標の達成状況】</p> <p>本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和 4 年度▲55,385 百万円、令和 5 年度 53,502 百万円と合計▲1,883 百万円であり、達成目標 2,726 百万円の実現には至っていない。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画認定を受けた先の付加価値額の増加額</td> <td style="text-align: center;">▲55,385</td> <td style="text-align: center;">53,502</td> <td style="text-align: center;">▲1,883</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出所）沖縄県の調査（R4 認定事業者（13 者）、R5 認定事業者（27 者）の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額）</p>				R4	R5	合計	計画認定を受けた先の付加価値額の増加額	▲55,385	53,502	▲1,883
			R4	R5	合計								
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額	▲55,385	53,502	▲1,883										
要望の措置の適用見込み	今後、平年度で投資税額控除 19 件（152 百万円）、特別償却 3 件（87 百万円）の適用を見込む。												

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>本特例措置を活用した新たな設備投資により、製造業等の生産性・生産額が拡大するとともに、税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本特例措置は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。</p> <p>このように、本特例措置は製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るものであるとともに生産性向上に資するDX(デジタルトランスフォーメーション)の実現を強力に推進するものであり、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指すものである。</p>																							
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所税の資産割の課税標準の特例</li> <li>・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置</li> </ul>																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を推進するものである。</p> <p>これらの事業者に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定事業者を対象とする補助金等よりも、各事業者の一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定スキームを通して対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>																							
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p>(単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>135</td> <td>42</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>55</td> <td>25</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2年度～R4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)</p>	項目		R2	R3	R4	投資税額控除	適用件数	25	13	16	減収額	135	42	84	特別償却	適用件数	6	4	0	減収額	55	25	0
	項目		R2	R3	R4																				
投資税額控除	適用件数	25	13	16																					
	減収額	135	42	84																					
特別償却	適用件数	6	4	0																					
	減収額	55	25	0																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p>(単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>135</td> <td>42</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>233</td> <td>107</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠条文：12、42の9、45</p>	項目		R2	R3	R4	投資税額控除	適用件数	25	13	16	適用額	135	42	84	特別償却	適用件数	6	4	0	適用額	233	107	0	
項目		R2	R3	R4																					
投資税額控除	適用件数	25	13	16																					
	適用額	135	42	84																					
特別償却	適用件数	6	4	0																					
	適用額	233	107	0																					

租税特別措置の適用による効果  
(手段としての有効性)

令和元年度から令和5年度までに本特例措置を活用した企業数は111社で、これらの企業による設備投資額は584億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。  
 なお、平成28年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成27年度まで本制度を活用していた事業者が、平成28年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光需要及び消費需要の悪化により県内景気の下押し圧力が強まり、設備投資が指標より低調な水準となった。

実績・見込

(単位：社、百万円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
活用事業者数(指標)	60	70	82	—	—	—
活用事業者数(実績)	26	31	17	16	21	—
活用事業者数(見込)	—	—	—	—	—	22
設備投資額(指標)	23,463	27,373	32,066	—	—	—
設備投資額(実績)	5,266	9,977	11,782	9,160	22,185	—
設備投資額(見込)	—	—	—	—	—	11,569

※R1年度からR3年度まで活用事業者数(指標)及び設備投資額(指標)は、H28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したもの。R4年度からR6年度は指標がなく「—」とした。  
 ※活用事業者数(実績)は、R1年度からR4年度は別紙「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5年度沖縄県調査  
 ※R6年度活用事業者数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出  
 ※設備投資額(実績)は、産業イノベーション促進地域の実施状況より  
 ※R6設備投資額(見込)は、R1年度からR5年度までの設備投資額の合計58,370百万円を活用事業者数の合計111件で除した526百万円にR6年度活用事業者数(見込)22件を乗じて算出

前回要望時の達成目標

(脱炭素の推進以外の事業により計画認定を受けた場合)  
 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額  
 (脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合)  
 本特例措置を活用した事業における温室効果ガスの排出量の令和5年度における削減率

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和4年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

		<p>本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量削減については、計画認定を受ける制度が、認められなかったことから達成目標として設定していない。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 14 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業高度化地域の創設</li> </ul> </li> <li>○平成 19 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間延長</li> </ul> </li> <li>○平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設</li> <li>・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大</li> <li>・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ（1,000 万円超→500 万円超）</li> </ul> </li> <li>○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械等下限取得価格の引下げ（500 万円超→100 万円超）</li> </ul> </li> <li>○平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul> </li> <li>○令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間延長</li> </ul> </li> <li>○令和3年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間延長</li> </ul> </li> <li>○令和4年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業高度化・事業革新促進地域から、産業イノベーション促進地域に改称</li> <li>・3年間延長</li> <li>・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</li> </ul> </li> </ul>